

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり。

時事新報

日一廿月七年一卅治明
日三月六戊戌曆舊
(百、乙)
July 21, 1898.

暑中御進物用
優美なる粧飾箱
(壹打入)澤山入荷相成候間
黒ビール



共御最寄の洋酒店にて
澤山御買上の程奉希望候以上
札幌麥酒株式會社出張店
日本橋區本町貳丁目壹番地
電話本局千七百八拾番

東京市日本橋區新右衛門町十六番地
會社名 三井銀行
東京市深川區淺草町一丁目三十二番地
電話本局百二十九番 支店深川區中本町四百二十番

定期預金 一ヶ年 六ヶ月以上
小當座預金 六ヶ月以上
日歩 壹分
年歩 壹分
日歩 壹分
年歩 壹分

深川出張所
電話本局百二十九番

時初廣告
取長は購買欲速
報新各全
弘報堂
電話本局八百五十一番
東京市橋區尾張町

今曉近火ノ節ハ早速御見舞被下難有
可有之ト存候間ハ階儀以紙上御禮申上候敬具
七月十九日 芝下町 井手工場
(漢花千二百三十五番)

本院は相州小田原新橋寒暑好轉地
清涼開伊藤侯爵邸舊址寒暑好轉地
肺病脚氣助産婦科等其内科
院長學士岡田小三太 足柄病院
電話本局百三十三番

時事新報社書目

福澤全集 全五册
日本文明の活歴史先生四十年來の著書此中
に在り之を讀すれば吾國の文明を語る可らず

福翁百話 全一册
先生入念の新著宇宙の妙理及び居家處世の心
術を導き説きて何人も座右の寶と爲す可し

修業立志編 全一册
福澤先生の遺稿論文應酬の精華にして
懇切に進歩子弟修業立身の心得を示したり

福澤先生浮世談 全一册
男子の不行狀婦人の無勢力を痛快に論じたる
者通讀一再すれば一家の和氣春の如くなるん

發行所 東京市日本橋區本町二丁目十二番地
時事新報社
支店 東京市深川區淺草町一丁目三十二番地
電話本局百二十九番

時事新報には論說特電あり兵界の大事を速報す

社説 司法權の獨立を維持す可し

改正條約の實施は一年内の近きに迫りたるる
として政府は本月十六日より新法典を施行し
たり法の整備は固然たる所なしとして扱外人
に對する日本國の法權は單に法の力のみに依
て其効を全うするに足る可きやと云ふに法
の運用は法其物の完全を要するのみに非ず施
行の任に當る可き人物の技能を待つるも自か
ら大ならざるを得ず然るに今の司法界の實
際を見るに能く相稱はるべき職權者少く司法
の運用の妙を缺くは實際に於て可からざるの
事實にして新法の施行と同時に法界一新の美
果を收めんとせば大に部内を刷新するの急
務なるを言ふまでもなく前内閣が司法部内
の上級部を對する改革を斷行したるに就ては
或は其手續に盡さざる所あるのみならず部内
一派の輩に私したるの嫌ありとて大に非難
するものあるよし果して然らば其事は自か
ら調査を要するものと見て兎に角に老朽淘汰
の一事は我輩の贊成する所なれども其改革が
上級に止りて下級に及ばざる時は充分の功
を收むる能はざる可し前内閣が前内閣の後を
承けて飽くまでも司法界の刷新を遂げん
と我輩の望を屬する所なり所に據れば今
の司法の當局者も夙に改革に意ありて其執行
の順序は正に考案中なりと云ふ新法典實施の
際には外人が安心して我法權の司配を受くる
やうなより準備するは政府の責任として當然
の務なりと雖も茲に一言、注意し置く可きは
司法權の獨立を重んずるの一事なり本來行政
部と司法部との區別は立憲政治家の最も分明
を期すべき所のものなるに然るに昨今世間の
風説を聞くに新司法大臣は改革を斷行するに
同時に從來政黨に關係ある民間の辯護士を登
庸して司法部内の重要な地位を與へんと企
てつゝあるやに云ふものあり是れ目下流行
の謠言が漸く司法部内にまで波及したるも
のならんかなれども司法部内の改革にして政
黨の臭味を裁判所に引入るゝが如き目的に出
でなば其れを司法權の獨立を重んずるものに
して國の爲め由々しき大率なり或は司法部内
に在りて現に職を奉ずるものの中には民間の
法律家に比して學識才能の劣等なるものもあ
り可し法官淘汰の必要に應じて新分子を民間
より登庸するは實際、餘蘊なき次第ならん
れども今の司法部は渾然として大小相混雜せ
る一種の獨立自治體たるを忘る可らず若し
司法部には司法部固有の秩序あるを忘れ
政府官たる大臣次官の意思に依りて政黨臭味
の法律家を各裁判所に登庸するが如きとわら
ば改革刷新の美果を收むるに足らざるを明
なり是れは司法部内の改革を速に實行する

○京城特報 (七月十三日發)

疑獄の真相 (下)
警務使の任命
特派員 佐藤 彬

去る八日申張無能められ前軍部大臣李純德氏
警務使となるや人々皆驚想して此回事件の或
は嚴重ならんことを憂ひたりしが翌日前觀察
使たりし尹建烈氏の警務使に任せらるるを聞
くに及びて此事件を廣大に傳分せんとする國
王の意思に出でたるならんとて稍や安堵の思
をなせり而して李氏の罷めたるは疑なる李用
漢も亦此事件の被告たるに原因したる難も
ありと然らば尹氏は如何其子尹致昊獨立協會
々議長にして先回上疏の筆頭者たり事の取調
べ益進むに從て獨立協會に關係を生ずるは等
ふ可からざる事實なり思ふに尹氏も亦更迭を
免かる可からざる乎

國王朴閔二氏を慰諭す

内閣大臣朴定陽特進官閔泳陵の二氏を慰諭せら
れて別處に在り國王宮中の別處を遣はし慰諭
して曰く身圍囚せられて棧房に在り起居身體
恙なきや否や今回の事に至ては數日の後分明
なる者ある可し心を勞せずして身を重ぜよと
人之を聽て曰く今回の事件は定めて寛大なる
處分ある可しと

四人取扱

今回の事件に關しては李忠求金在豐共に前警
務使たり閔泳陵氏亦黨勢道にして現に特進官
たり朴定陽氏は内閣大臣にして沈相熙日署
理事務を命ぜられたれども未だ正式の免官なし
其他皆一方の有力者多きを以て人々捕はれて
警務廳に曳かるゝや棧房を掃除し敷物を取換
ふる等警務廳の儀禮一方ならざりしと又其取
扱の如きも頗る嚴重にして警務官總巡より巡
撫に至る迄皆不用意周到恰も前官の如く禮遇
すと云ふ是等の點より視るも今回の事件は決
して取調を嚴重にせざるが如し

謀殺者の計畫

直接の原因及成行は以上記するが如くなれど
謀殺者の計畫
前哨行御中
者就首とせ
銀毫を授け
を陸して